

「大阪府最低賃金」が時間額964円に改正され、  
令和元年10月1日から適用されることになりました。

大阪府内の事業所で働くすべての労働者に対して、時間額964円以上の賃金を支払う必要があります。

一部の産業については、上記の金額より高い額が定められています。(特定最低賃金)

最低賃金についての詳細は[「大阪府の最低賃金のお知らせ」](#)をご覧ください。

～最低賃金についてのお問い合わせ先～

大阪労働局労働基準部賃金課最低賃金係

〒540-8527

大阪府中央区大手前4丁目1番67号

大阪合同庁舎第2号館

電話番号：06-6949-6502

ファクシミリ番号：06-6949-6034